

10月から、医療療養病床に入院している人の 光熱水費負担額が変わります

問【後期高齢者医療】国保年金課医療・年金係 ☎72-2111内線423
【国民健康保険】国保年金課国保係 ☎72-2111内線424

医療と介護の負担の公平化を図るため、10月から、医療療養病床に入院している65歳以上の人の光熱水費負担額（1日あたりの光熱水費）を下表のとおり見直します。また、平成30年4月にも一部負担額が変わります。ただし、指定難病の人と老齢福祉年金受給者は、引き続き負担はありません。

医療療養病床に入院している65歳以上の人	平成29年9月まで		平成29年10月 ～平成30年3月		平成30年4月～
医療の必要性が低い人	320円	➡	370円		370円
医療の必要性が高い人 (指定難病の人以外)	0円	➡	200円	➡	370円
・指定難病の人 ・老齢福祉年金受給者	0円		0円		0円

住民主体の介護予防・生活支援活動を補助します

申問 介護保険課高齢者サービス係 ☎72-2111内線454

市は、高齢者の引きこもり閉じこもり対策として、地域で高齢者の居場所づくりを行う住民主体の団体を補助します。

- 対象** 次の全ての要件を満たす団体
- ・地域住民を主体に構成されている（ただし、自治会と行政区を除く）
 - ・市内に活動拠点を有している
 - ・他の制度から、助成や補助などを受けていない

- 募集する活動**
- ・介護予防（体操やレクリエーションなど）の機会の提供
 - ・介護予防講話、その他教養講座など、利用者同士が交流できる場の提供

- 活動の条件**
- ・1回当たりの提供時間が3時間以上であること
 - ・毎月3回以上、定期的に開催すること など

対象経費 外部講師謝礼、机や椅子などの備品、消耗品、印刷製本費など

補助額 1団体あたり上限年額15万円 ※予算に限りがあります

申込方法 申請書と必要書類を、窓口または郵送で提出

決定通知 書類審査後に、結果を代表者へ郵送

